

那霸市公報

第1404号
毎月2回 1, 15日発行
発行所
那霸市泉崎1丁目1番1号
那霸市総務部総務課

目 次

告 示

那霸市庁舎等清掃業務及び警備業務委託指名競争入札参加者資格審査委員会 要綱の一部を改正する要綱(管財課)	856
「個人情報目的外利用等届出書」の公表について(総務課)	856
那霸市庁舎等清掃業務及び警備業務委託指名競争入札参加者資格及び指名基準 等に関する要綱(昭和61年告示第31号)の一部を改正する要綱(管財課) ..	857

公 告

連担建築物設計制度の認定及び縦覧について(建築指導課)	857
住民票の職権消除の公示について(市民課)	858

水道局公告

那霸市水道施設整備事業の再評価について	858
---------------------------	-----

教育委員会規則

那霸市教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する 規則	860
那霸市公民館運営審議会規則を廃止する規則	860

告示

那霸市告示 第55号

平成17年1月12日

掲示済

那霸市庁舎等清掃業務及び警備業務委託指名競争入札参加者資格審査委員会要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

那霸市長 翁長雄志

那霸市庁舎等清掃業務及び警備業務委託指名競争入札参加者資格審査委員会要綱の一部を改正する要綱

第3条中「福祉総務課長」を「福祉政策課長」に改める。

付則

この要綱は、平成17年1月12日から施行する。

那霸市告示 第56号

平成17年1月12日

掲示済

「個人情報目的外利用等届出書」の公表について

那霸市個人情報保護条例第9条及び同施行規則第8条の規定に基づき「個人情報目的外利用等届出書」を別紙のとおり公表する。

那霸市長 翁長雄志

(別紙略)

那霸市告示 第70号

平成17年1月18日

掲示済

那霸市庁舎等清掃業務及び警備業務委託指名競争入札参加者資格及び指名基準等に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

那霸市長 翁長雄志

那霸市庁舎等清掃業務及び警備業務委託指名競争入札参加者資格及び指名基準等に関する要綱(昭和61年告示第31号)の一部を改正する要綱

第2条に次の1項を加える。

2 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項第4号に該当する者(以下「組合」という。)については、前項の規定にかかわらず、同項第1号及び第9号の条件に代えて、中小企業庁(経済産業局又は沖縄総合事務局)の官公需適格組合の証明を受けていることを条件とする。

第4条第2項第10号中「従業者名簿」を「従業者名簿(組合においては組合員名簿)」に改める。

第4条第2項第13号を同条同項第14号とし、同条同項第12号の次に次の1号を加える。

(13) 組合においては官公需適格組合証明書

付 則

この要綱は、平成17年1月25日から施行する。

公 告

那霸市公告第 95号
平成17年1月17日
掲示済

連担建築物設計制度の認定及び縦覧について

建築基準法第86条第2項の規定に基づく連担建築物設計制度の認定を次とおり行ったので、同条第8項の規定により公告し、その図書を一般の縦覧に供する。

那霸市長 翁 長 雄 志

1 認定番号

第 1 号

2 認定年月日

平成17年 1月14日

3 対象区域の地名地番

那霸市曙2-1-1、曙2-1-3、曙3-100-3、
安謝208番地3、安謝232番地12

4 対象区域の面積

2,319.123m²

5 縦覧場所

那霸市役所 都市計画部 建築指導課
那霸市銘苅2-3-1 新都心銘苅庁舎5階

那霸市公告第99号
平成17年1月20日
掲示済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第4項の規定により公示する。

那霸市長 翁長雄志

(別紙省略)

水道局公告

那霸市水道局公告第4号
平成17年1月14日
掲示済

那霸市水道施設整備事業の再評価について

那霸市水道施設整備事業の効率的な執行及びその実施過程における透明性の一層の向上を図ることにより同事業の適切な実施に資することを目的に、同事業の再評価を実施したので、那霸市公共事業再評価実施要領に基づき、同事業の再評価の概要及びそれに対する審議結果について次のとおり公表する。

那霸市長 翁長雄志

那霸市水道施設整備事業の再評価について

事業を巡る社会経済情勢等の変化

水道事業第3回変更認可取得以降の長期的な経済状況の低迷や少子化の進行により、平成15年度末においても認可による給水人口・給水量の計画値には至

っていない。しかし、経済状況の好転や新都心地区への企業や人口の流入など、給水人口・給水量の増加する要因が現れ始めている。

採択後の事業の進捗状況

平成3年度から平成15年度までの事業進捗率(事業費ベース)は85.6%にまで達している。今後の残事業としては、上識名配水池の増設と管路整備が主体となり、これらについては土地区画整理事業の進捗などを考慮し、計画的に実施していく。

コスト縮減及び代替案立案等の可能性

コスト縮減策として取り上げられている施策の中で、発注方法の見直しや発生土・再生材の利用など、那霸市において対応可能な施策を採用・実施してきている。また、上識名配水池の増設については、増設の必要性についての再検討を含め、コスト縮減を図るための施策を今後検討していく。

事業の費用対効果分析

事業を実施することによる効果として、新都心地区に対する水道の普及整備効果 配水池の増設による安定給水の向上効果 老朽管更新による修繕費の低減効果 緊急遮断弁設置による非常用水量貯留効果 の4つを取り上げ、これらに関わる費用を便益として計上し算定したところ、費用便益費1.56となり投資額を上回る効果があるという分析結果が得られた。

再評価の結果

これまで実施してきた施設整備によって、昭和47年以前に布設された老朽管は全送配水管延長の3.5% (約28km)まで減少し、これにより漏水が減り維持管理費の低減が図られている。

今後も、より一層安全で良質な水の安定供給を図り、災害時等にも対応可能なライフラインとしてのシステムを構築し、それにより市民生活及び都市活動の向上に資するため、引き続き上識名配水池の増設並びに真嘉比・古島土地区画整理事業等に伴う送・配水管及び老朽管改良の残延長約32kmの管路整備等の事業を実施していく必要性があることから、平成16年度以降も「事業を継続」していくべきものと考える。

那霸市水道施設整備事業の再評価に対する審議結果

那霸市水道施設整備事業の再評価原案について、「事業を巡る社会経済情勢等の変化」「採択後の事業の進捗状況」「コスト縮減及び代替案立案等の可能性」「事業の費用対効果分析」のそれぞれ4つの観点から分析、検討された再評価の過程及び手法等も含め審議した結果、「事業継続」は妥当であると承認する。

平成16年12月27日

那霸市公共事業評価監視委員会

委員長 有住 康則 (琉球大学工学部助教授)

委員 藤田 陽子 (琉球大学法文学部助教授)

委員 荷川取 健 ((社)沖縄県造園建設業協会会长)

委員 金城 今日子 (那霸青年会議所副委員長)

委員 宮城 榮三 (那霸市自治会連合会会长)

委員 平良 菊 (那霸市婦人連合会会长)

教育委員会規則

那霸市教育委員会規則第1号

平成 17 年 1 月 7 日

施 行 済

那霸市教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則をここに公布する。

那霸市教育委員会

委員長 新城 洋子

那霸市教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による教育委員会に係る行政手続等(教育委員会に対して行うこととされている申請その他の行為又は教育委員会が行うこととしている処分通知、作成その他の行為をいう。)については、他の規則に特別の定めのあるもののほか、那霸市長等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成16年那霸市規則第50号)の例によるものとする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那霸市教育委員会規則第2号

平成 17 年 1 月 7 日

施 行 済

那霸市公民館運営審議会規則を廃止する規則をここに公布する。

那霸市教育委員会

委員長 新城 洋子

那霸市公民館運営審議会規則を廃止する規則

那霸市公民館運営審議会規則(昭和50年那霸市教育委員会規則第7号)は、廃止する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。